

Vol. 148 2017.1.31

理事長トーク Top Interview

外国人のマンパワーに期待しています

医療法人社団 健育会 理事長 竹川節男



健育会グループでは、以前よりアジアからの看護師候補・介護士候補の受け入れに積極的に取り組んでおりますが、2016年11月、第192回臨時国会において外国人技能実習生の対象職種に「介護」が追加され、また、外国人の在留資格に「介護」を新設する出入国管理及び難民認定法（入管法）の改正法案が可決されました。これにより、介護施設や病院では、外国人の方が介護職として働けるようになり、介護士不足の解消の一助になるのではないかと期待されています。

### 介護に従事する外国人の受け入れ

介護の業務に従事する外国人の受け入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設する。

#### 背景

高齢化が進む中、質の高い介護に対するニーズが増大。

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）

介護福祉士等の国家資格を取得した外国人留学生の卒業後の国内における就労を可能とするため、在留資格の拡充を含む制度設計を行う。

#### 改正の概要

公布の日から1年以内に施行

#### 在留資格「介護」の創設

改正前は、経済連携協定（EPA）の枠組み以外では、介護従事者としての入国・在留は認めていなかった。

活動内容を「本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動」として、新在留資格「介護」を創設。

法務省ホームページより



健育会グループでは、この法案可決を見越して、2015年からミャンマーやベトナムを訪問して現地の状況を視察する等、準備を進めてきました。受け入れにあたっての規定や条件については、現在、国のほうで検討されていますので、詳細が決まり次第受け入れを始めていくことを考えています。当初は、健育会グループ全体で30名程度の方の受け入れを行う予定です。



ミャンマー視察にて

以前の理事長トークでもご紹介していますが、外国人の方の受け入れについては、私が経済同友会の医療改革委員長を務めていた2004年にとりまとめた「医療先進国ニッポンを目指して」の中で、日本の医療従事者不足に対応するため、これからは海外からの人材受け入れが必要であると明記したことに始まります。



経済同友会 医療改革委員会  
委員長時のパンフレット  
(2004年4月)

以降、健育会グループでは、この提言を実現化するため、EPA制度に先駆けてフィリピンから看護師資格を有する留学生の受け入れを独自に開始。さらにEPA制度が始まってからは積極的に海外からの人材を受け入れており、2017年1月現在、健育会グループ全体で、EPA制度により、計14人（フィリピン12人、インドネシア2人）の看護師候補、介護福祉士候補の方を受け入れています。



また2014年からは、中国人看護師プロジェクトも進めています。このプロジェクトは、中国で看護師資格を持った方に来日していただき、日本語の勉強をしながら日本の看護師国家資格を取得し、健育会の病院で看護師として働くというものです。

現在、2校の日本語専門学校と提携・協力し、合計8名の方が2017年3月の看護師国家資格合格にむけて猛勉強中です。晴れて合格した際には、4月から健育会グループの病院で働いていただくことになります。



海外から来日された方には、病院や介護施設で働くということだけでなく、日常生活を通じて、日本の文化や歴史等にも触れてもらい、日本の良さを知ってもらいたいと考えています。医療や看護、介護を通じて、日本と外国の橋渡し役としての役割も担うことができればうれしいことです。

このように、国の制度や法案に先駆けて取り組んできた海外からの人材受け入れが、だんだんと形になってきたと感じています。日本における将来の医療従事者不足は明らかです。健育会グループでは、これからも引き続き海外からの医療従事者の受け入れに取り組んでいきます。